

土森委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 意見書案の協議結果について

土森委員長 初めに、意見書案の協議結果についてである。
1 ページの資料 1、意見書案協議結果一覧表をごらんいただきたい。
意見書案は、1 番、8 番、9 番及び13番が原案のとおりで、以上 4 件がいずれも全会一致で意見書議案として提出される。
また、意見の一致に至らなかった意見書案、2 番、3 番、6 番、11 番及び14番が、会派から意見書議案として提出される。

2. 議事手続について

(1) 委員会に付託してあった議案

土森委員長 次に、議事手続についてである。
まず、2 ページの資料 2、委員会に付託してあった知事提出議案13件についての委員会審査結果一覧表をごらんいただきたい。
採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了 承)

ア 委員長報告に対する質疑

土森委員長 次に、委員長報告に対する質疑についてである。
委員長報告に対する質疑は、慣例のとおり省略することで、いかがか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

イ 討論

土森委員長 次に、討論についても省略し採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

(2) 意見書議案

土森委員長 次に、3 ページの資料 3、意見書議案についてである。
3 ページの議発第 2 号「参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書」議案から、10ページの議発第 5 号「有害鳥獣対策の推進を求める意見書」議案までの計 4 件の意見書議案については、全会一致で提出されるものであるので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。
次に、13ページの議発第6号「チーム学校推進法の早期制定を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。
直ちに採決することによいか。

(な し)

土森委員長

討論もないか。

(な し)

土森委員長

それでは、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。
次に、15ページの議発第7号「無年金者対策の推進を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

米田委員

日本共産党は、討論を行う。

土森委員長

ほかにないか。

(な し)

土森委員長

それでは、討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するというので、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。
次に、17ページの議発第8号「北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

弘田委員

自民党は、討論を行う。

土森委員長

ほかにないか。

(な し)

土森委員長

それでは、討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の

説明、質疑、委員会への付託は省略するというので、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

次に、19ページの議発第9号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

上田(周)委員

県民の会は、討論を行う。

土森委員長

ほかにないか。

(なし)

土森委員長

それでは、討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するというので、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

次に、21ページの議発第10号「臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

米田委員

日本共産党は、討論を行う。

土森委員長

ほかにないか。

(なし)

土森委員長

それでは、討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するというので、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

以上、ここまでの議事手続についてである。

ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

土森委員長

それでは、お配りをした議事日程表について、事務局から説明をさせる。

(横田議事課長、説明)

土森委員長

この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

(了 承)

3. 12月定例会の開催時期について

土森委員長

次に、23ページの資料4、12月定例会の開催時期についてである。
事務執行上のめどとして正副委員長案を作成している。
12月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするということで、いかがか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

4. 継続審査調査の申し出について

土森委員長

次に、24ページの資料5、継続審査調査の申し出についてである。
閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

5. 政務活動費について

土森委員長

次に、政務活動費についてである。
政務活動費の旅行雑費については、各会派において御協議いただいたところ、廃止の方向で意見がまとまっているので、まず事務局に説明させる。

林総務課長

お手元の資料6、25ページをごらん願う。
本県では、政務活動費による調査活動等において、県の旅費規程に基づく旅費額を準用することとしているが、政務活動は上司から命じられる公務出張とは異なり、議員の自発的な意志に基づく活動であり、全国的に実費支給に移行する流れにある。
政務活動における日当、旅行雑費について問い合わせ等の調査を行ったところ、定額で日当、旅行雑費等を支給している県は9県と少数派であった。このことから、5月から旅行雑費の見直しの検討を進めてきたところである。
旅行雑費の額は、東京都の特別区1,200円、四国以外の都道府県700円、また外国は5,100円から8,300円となっている。
今回はこの旅行雑費を廃止し、当該マニュアルからこの部分の記述を削除しようとするものである。
本日御決定いただいたら、施行日については、平成29年4月1日をお願いしたいと考えている。
説明は以上である。

土森委員長

ただいま、説明があった。
それでは、旅行雑費については廃止することで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。
また、その施行日については、平成29年4月1日とすることとし、これに伴う政務活動費マニュアルの改正の手続については、議長に一任することで御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

6. 虚礼廃止の広報について

土森委員長

次に、26ページの資料7、虚礼廃止の広報についてである。
公職選挙法により、当該選挙区内への年賀状等のあいさつ状は、制限されている。
これについて、明年も今年と同様に県民に周知するため、26ページの文案により、県政だより「さんSUN高知」に掲載依頼を行いたいので、御了承願う。

(了 承)

土森委員長

また、12月に発行される予定の「こうち県議会だより」にも、年末年始のごあいさつとして掲載することも、あわせて御了承願う。

(了 承)

7. その他

(1) 委員会配付資料のデータ化

土森委員長

最後に、その他で27ページの資料8、委員会配付資料のデータ化についてである。
このことについて、事務局に説明させる。横田議事課長、説明願う。

横田議事課長

27ページの資料8をごらん願う。
委員会資料のデータ化については、6月定例会においても試行を継続させていただき、作業に要する事務量の確認や利用状況等を整理した上で、再度報告することとしていた。
2月及び6月定例会での試行状況は、2の表のとおりである。このデータ量であれば、保存のために容量をふやす必要はなく、この作業時間であれば執行部、事務局ともに対応は可能であると思われる。
また、利用状況について聞き取り調査を行い、34人の議員の方から回答をいただいた。その結果、周知の状況は約7割、利用状況は約5割であった。
このように多くの議員の皆様に関心を持っていただいております。今後も一定数の利用が見込まれること、また職員の負担もそれほど大きくないと思われることから、引き続き議会ネットワークの共有フォルダを利用して委員会資料の共有化を図ることにはどうかと考えている。
説明は以上である。

土森委員長

何か、質問、御意見はないか。

(な し)

土森委員長

それでは、この件については、これまで試行してきたとおり、委員会資料をPDF化し、そのデータを議会ネットワーク共有フォルダで閲覧できるようにすることで御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

(2) その他

土森委員長

最後に、その他であるが、総務部長から発言を求められているので、それを許すことにする。

梶総務部長

今定例会における総務委員会及び危機管理文化厚生委員会の補正予算の審議において、執行部が委員からの質問に十分な答弁ができず、特に危機管理文化厚生委員会では審議を中断し再説明を求められるという事態が生じた。委員会の審議は執行部が提出している各種議案や報告事項について慎重かつ真摯に議論をいただく場である。事前に十分な準備もなく、委員会に臨んだ結果、委員会の円滑な進行を妨げるに至ったことを深くお詫びする。

申しわけございませんでした。

6月定例会における審議においても、委員会での一部職員の行動について厳しい御指摘をいただいていた。その後、執行部においては委員会に臨む際の服装、行動、事前の十分な準備等を徹底したところであったが、不十分であったと言わざるを得ないと考えている。知事、副知事を初め、執行部では改めて今回の事態を重く受け止めており、本日付で、議案の審議を受けるにあたっては、議案提出に至る背景・経緯や予算の積算根拠等を十分に把握整理し議員からの質問には迅速かつ的確な答弁ができるように準備しておくこと、説明に当たって理解を深めていただくために必要と思われる資料を積極的に提出することでより丁寧な説明を行うこと、これらについて各部局長等は責任を持って説明を行う者への指導監督を行うことなどを内容とする、知事から各部局長等への通知を、この議会運営委員会終了後に発出させていただきたいと考えている。また、明日副知事をトップとする政策調整会議を招集し周知徹底を図らせていただく。

引き続き議員の先生方には御指導御鞭撻を賜うようお願いする。

あわせて、今定例会の開会日から閉会日までの間に損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいている。本日の本会議で報告する内容について資料をお配りする。

(執行部、資料配付)

梶総務部長

資料をごらん願う。

本日報告させていただく損害賠償の額の決定は3件であり、いずれも県が設置し、または管理する道路等の管理瑕疵による事故である。交通事故の関係はこの間無かった。

なお、交通事故の関係については、今月4日付で、交通法規を守ることはもちろん

ん、常に緊張感を保つとともに細心の注意を払い安全運転と事故の防止に努めるよう各部局長に通知を発出したところである。

私からの報告及び説明は以上である。

土森委員長

ただいま、総務部長から報告があったが、この件について何か御意見等はないか。

(なし)

土森委員長

では、委員長から一言。

確かに今定例会では、委員会での課長の説明が不十分であった点が多々あるのは事実である。それに対して総務部長から今後そのようなことがないようにしっかりと対応するという報告があった。

最近、特に課長の説明等について、後ろに振り返ったり、資料を出してきても見にくかったりすることが多々あった。そういうことを見たときに、もう少し緊張感を持って対応していく姿勢が部長の報告から分かった。今後もお一層緊張感を持って議会対応するよう、私からも要請する。

それでは、総務部長の報告のとおりで御了承願う。

(了承)

土森委員長

ほかに、何かないか。

(横田議事課長、挙手)

土森委員長

横田議事課長、どうぞ。

横田議事課長

私から、議場の改修工事と、先日審査していただいた高校生フォトコンテストの2点について御報告する。

初めに議場の改修工事についてである。議場音響設備の改修とスポットライトのLED化については、前期の議運において今年度の予算で工事を実施する旨を報告していた。この進捗状況について、御報告する。

まず、音響設備についてであるが、先月28日に株式会社南海ケーブルビジョンと本体工事の契約を締結した。工期は来年1月末までとしているので、予定どおり2月定例会には新たなシステムで運営できるものと考えている。改修に際しては、音質や聞こえにくさを改善するため、ハウリングを抑制するラインスピーカーの採用や、スピーカーの配置場所の変更などの工夫をするようにしている。

もう一点、スポットライトのLED化については管財課で対応しており、先月9日に株式会社ケーテックと契約を締結し、12月5日を期限に工事が進められている。これについては、予定どおり12月定例会には、新しいスポットライトを使用して運営ができるものと考えている。

いずれの工事についても、今後の議会運営に支障が生じないように、進捗管理を行っていきたいと考えている。

次に2点目の高校生フォトコンテストについてである。

先日は、高校生フォトコンテストの最終審査に御協力をいただきありがとうございました。入賞された応募者の表彰式であるが、10月28日金曜日午後5時から議長

室で行うこととなったので、御報告する。また、入賞した5作品については、今後の議会の広報活動に利用していく予定であり、議長賞の作品については、12月に発行する「こうち県議会だより」の表紙を飾ることとしている。

なお、現在1階の事務局執務室前に全ての応募作品を掲示しているので、お時間のあるときにごらんいただきたい。

報告は以上である。

土森委員長

何か、質問、御意見はないか。

(なし)

土森委員長

それでは、事務局の報告どおりで御了承願う。

(了承)

土森委員長

最後に、その他で何かないか。

西森副委員長

今議会から一問一答による一般質問が行われたが、この質問について意見を言わせていただく。

本来であれば、当然一問一答は一つの問いに対して答えが来るものである。今回見ていると、例えば何とかについての現状と課題とその対策について聞くなどの形で、一問どころか二問三問聞いて、答弁も二答三答し、三問三答、二問二答などの形になっている形がいくつか見受けられた。

そこで、分割質問という形ではないので、一問一答の質問のやり方を各会派で再確認していただきたい。

土森委員長

今回から自治法による正式な本会議の一般質問の中に一問一答形式を入れた。その中で、正式な議事録として残っていくし、一問一答の趣旨、基本的な考え方を徹底しておく必要があるのではないかと。そういうことによって議会側も高まるし、執行部側も答弁内容等に掘り下げた答弁をする。

各会派で持ち帰って徹底していただきたい。一問して執行部からの答弁がくる、それに対してまた一問するというように、これはきれいに整理したほうがいいと思う。ぜひその辺を再度、会派で確認していただきたいのでよろしく願います。

梶原副議長

関連して。

先ほど、一問一答形式の内容の検討を各会派でしていただくと同時に、あわせて再確認していただきたいことがある。進行上のことだが、先ほど委員長からもお話があったように本会議場での質問となるので、発言の意思を明確にして挙手の上、議長の許可の上での発言が正式な進行である。予算委員会と同じく、時間が限られているのはわかるが、それぞれの議員の質問を少し拝見させていただくと、「議長」という挙手と同時に立ち上がって発言をされる少し性急な方であるとか、「議長」という声がない挙手だけの方であるとか、発言の意思がありながら議長から指名されるのを待っている方などが見受けられる。正式には、自席でも、質問席でも、着席のときに明確に挙手して発言の意思を明確にした上で、議長の許可を得て発言していただく、その流れも各会派で徹底していただくようお願いする。

武石議長

副議長から提起のあった点について、1点だけ補足させていただく。

議長席で質問者の様子を見てみると、答弁があって次の質問に入るときに、「議長」と言っていたかないと、答弁を分析しているのかどうか、こっちから指名できないというのがある。質問をするという意味表示をしていただかないと、考えているのかどうか分からないというケースもある。

また、番号で呼ぶことについては、国会の委員会では答弁者は職名で呼び、委員長は質問者を氏名で呼んでいる。そもそも、県議会で今回トライした一問一答形式で、どうして議長が質問者を番号で呼ぶのかについては、先日事務局といきさつを紐解いてみたが、おそらく一括質問の2問目、3問目は自席で質問する、そのときに質問者を番号で呼んでいる名残ではないかと思う。これについても、番号がよいのか、名前がよいのか、各会派で持ち帰って協議をしてもらいたい。よろしく願います。

土森委員長

ただいま梶原副議長、武石議長から御発言があったが、これらのことについては、12月定例会の議運で整理していきたいので、持ち帰って各会派で協議してもらいたい。傍聴者も来ている。この際きれいに議会の姿勢、立場も整理したほうがいい。

また、この定例会で試行した一問一答における質問者の発言場所についても、結論を出していきたいので、あわせて各会派で協議してもらいたいので御了承願う。

(了 承)

土森委員長

最後に、その他で何かないか。

(な し)

土森委員長

なければ、本日の協議事項は、以上である。

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。